

阿倍野区阪南播磨公園利用細則

(目的)

- 第1条 この細則は、阿倍野区長、阿倍野区阪南播磨公園管理運営会（以下「管理運営会」という。）、阪南地域街づくり協議会及び阪南連合振興町会が締結した「阿倍野区阪南播磨公園の管理に関する協定書」に基づき、阿倍野区長が阿倍野区阪南播磨公園（以下「阪南播磨公園」という。）の利用に関するルールを定め、管理運営会が利用者に周知することにより、日常的な阪南播磨公園の維持管理や運営を適正に行うことを目的とする。
- 2 阪南播磨公園の管理又は使用に関する事項等については、管理運営要綱に定めるところによるほか、この細則に定めるところによる。

(阪南播磨公園の利用ルール)

- 第2条 区長は、阪南播磨公園の利用ルールを各号のとおり定め、管理運営会は利用者に周知するものとする。
- (1) 公園内の施設、樹木や植物は大切にしましょう。
 - (2) ごみは、必ず持ち帰りましょう。
 - (3) 公園内にペットを連れて入る場合、犬は必ずリードにつなぎ、フンの後始末は飼い主が行うなど、マナーを守りましょう。
 - (4) 公園内で、硬いボールやバット、ラケット等を使用したボール遊びは、他の利用者や阪南播磨公園周辺の人に迷惑になるため、禁止します。
 - (5) 公園内で、政治、宗教又は営利を目的とした行為を行うことは禁止します。
 - (6) 公園内へのバイク・自動車の乗り入れは禁止します。
 - (7) 公園内で、火気を用いることは禁止します。
 - (8) 公園の全部又は一部を使用して、地域の防災力向上のためのイベントを実施する場合は、事前に区長の許可を受ける必要があります。
 - (9) その他、公園周辺の人や利用する人、管理する人に迷惑のかかる行為や危険となる行為は禁止します。

(行為の許可)

- 第3条 前条第8号の許可を受けようとする者は、阿倍野区阪南播磨公園使用許可申請書（様式第1号）を区長に提出しなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 区長は、前項に掲げる行為が、防災活動やコミュニティ活動等の地域防災力の向上に資するものであり、かつ、公園周辺の人に迷惑にならないと認められる場合に限り、許可を与えることができる。

- 3 区長は、前項の許可を与えるときは、阿倍野区阪南播磨公園使用許可書（様式第2号）に条件等を記載して交付するものとする。
- 4 区長は、第2項の許可を管理運営会以外の者に与えたときは、遅滞なく、使用許可書の写しを管理運営会に通知するものとする。また、許可を受けた事項を変更したときも、同様とする。

（阪南播磨公園使用者の責務）

第4条 前条第3項に規定された許可書を交付された阪南播磨公園の利用者は、第2条に規定された阪南播磨公園の利用ルール及び許可書に記載された条件を順守しなければならない。

（損害賠償の義務）

第5条 阪南播磨公園の使用により施設を損傷し、又は滅失したときは、不可抗力による場合のほかは、利用者においてこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（光熱水費）

第6条 阪南播磨公園の光熱水費について、使用者が通常の阪南播磨公園利用以外の目的で過度な使用がなされた場合は、当該使用者がその費用を負担しなければならない。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から効力を発する。

この改正細則は、令和2年6月16日から効力を発する。